

令和6年7月16日

保護者 様

紀の川市立粉河中学校
校長 船津 真理

独立行政法人日本スポーツ振興センター負担金の徴収について

初夏の候、保護者の皆様には益々ご健勝のこととご拝察申し上げます。

さて、日本スポーツ振興センター災害給付制度とは、学校の管理下で災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金、死亡見舞金の給付）を行う国・学校の設置者・保護者の三者の負担により成り立つ互助共済制度です。

例年、日本スポーツ振興センターには、全員が加入していただいています。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

《 給付の対象 》

学校の管理下（各教科や学校行事などの授業中、現地学習などの課外指導中、休憩時間中、登下校中）における児童生徒の負傷（骨折、打撲など）、疾病

《 給付を受ける手続き 》

請求手続きは学校が行いますので、学校管理下で災害にあった場合は、担任または保健室（堀口）までご連絡下さい。手続きの用紙をお渡しします。

《 共済掛金 》

共済掛金（460円）については、2学期に学級費より集金させていただきます。
ご了承ください。